

警備・運転手業務請負仕様書

○警備業務

1. 警備対象物件

物件1：沖縄県立中部病院庁舎及び敷地内建造物

(建物延面積:35,609 m²)

物件2：病院駐車場(本館構内駐車場及び別館外来駐車場、中部病院職員駐車場)

物件3：南冠寮

(敷地面積:41,723 m²。職員駐車場、南冠寮については賃借物件である)

2. 勤務時間及び人員の配置

(1) 勤務時間：月曜日から日曜日までの毎日(祝祭日及び県の休日を含む)

(2) 配置場所は、次のとおりとする。

本館守衛室、本館構内駐車場、別館受付、本館正面玄関、庁舎内巡回、敷地内巡回、南冠寮及び職員駐車場、別館外来駐車場巡回、本館業者用ゲート入口・出口

(3) 警備員の配置及び警備内容については、双方協議の上調整できることとする。

3. 業務内容

(1) 対象物件及び敷地内の火災及び盗難の防止

(2) 庁舎の施錠、解錠および状況確認

(3) 鍵の管理

(4) 入院病棟案内及び外来案内、業者等の対応

(5) 外来自動支払機の現金回収時における警戒警備

(6) 敷地内(別館外来駐車場含む)の車輛の整理及び交通統制

(7) 病院駐車場、駐車場機器の管理及び駐車場窓口業務に関すること

(8) 駐車場利用料金等の管理及び駐車場精算機の現金回収業務及び月末日の集計作業

(9) 駐車場出入機械の異常の有無の確認

(10) 駐車券の割引等業務

(11) 電話の交換業務及び郵便物の取り扱い(月～金 18:00～翌 8:30、土・日・祝祭日は終日)

(12) 患者等の搬送(月～金 17:00～翌 8:30、土・日・祝祭日は適宜緊急対応)

(13) 院内放送業務

(14) タクシーチケット交付業務

(15) 霊安室及び保冷庫の管理及び使用料等の取り扱い(遺体の出し入れを含む)

(16) 遺体引継時における遺体引継書の手続き

(17) 医療用ガス等の取替え

(18) 院内における遺失物及び預かり物の保管及び病院への状況報告、ならびに警察への届出

(19) 非常時、緊急事態発生時における警察、消防及び病院管理者等への連絡

(20) 発災時、暴風時対応業務及び台風対策

(21) 暴風警報発令時の保安要員業務(病院から指示を受けた場合のみ)

(22) 集団災害対策マニュアルに規定する対応など、緊急時における必要な対応

(23) 院内で発生した事件、事故などの初期対応業務

(24) 火災警報発報時の初期対応業務及び防災監視盤の操作等

(25) 消防設備点検時など指定された場所へ業者が入室する際の立ち会い

(26) その他病院が指示する警備に関する業務

4. 制服の支給

受託者は、警備業務に携わる受託者の従業員に、清潔で統一されたユニフォームを契約締結後速やかに支給しなければならない。

ただし病院の許可を得た場合は、いわゆる「かりゆしウェア」や白いYシャツなど病院事務職員が勤務中に着用しているものに準じた服装にて勤務をして差し支えない。

5. 条件

- (1) 健康かつ誠実な者で年齢は65歳まで（病院長が許可する場合を除く）とする。
- (2) 警備員指導教育責任者1号、消防設備点検資格者第1種・第2種、施設警備2級の資格者を1名以上配置すること。
- (3) 自衛消防の講習を修了した者を1人以上配置することが望ましい。
- (4) 配置する警備員は、警備研修教育を5日以上履修した者であること。
- (5) 現場責任者を配置し、その者が不在時は同格者を配置すること。
また、現場責任者は院内各委員会が作成したマニュアルに基づいて緊急時においては出勤等の対応をすること。
- (6) 平日17:00～翌08:30、休日は終日、救急車の運転手要員を1名以上配置すること。
- (7) 中部病院の警備要員として登録を受ける必要があること。
- (8) 毎月、業務報告書及び配備した警備員名簿とシフト表を作成し、提出すること。
- (9) 勤務時間中は、制服制帽等を着用すること。
- (10) 構内及び院外（南冠寮、駐車場等）巡回は警備上必要とする回数を実施すること。
- (11) 警備員の身元、風紀及び業務管理の維持に関し一切の責任を負い、病院長が適当でないと認めた者を業務に従事させてはならない。

6. 服務心得

- (1) 常に規律を守り業務の遂行に万全を期すこと。
- (2) 飲酒をしないこと。
- (3) 患者とみだりに談笑してはならない。また、業務中においては雑談等をしてはならない。
- (4) 緊急非常の場合を除き居室に立ち入ってはならない。
- (5) 病院が貸与するPHSは首紐を用いて首に掛けること。ポケットなどに入れてはならない。
- (6) 勤務中は、中部病院が発行する職員用の名札を対面する相手から見える場所に着けること。
- (7) 配置された勤務場所を許可無く離れてはならない。

7. 巡視・報告

病院施設内外及び敷地内の施設とそれに付随する物件の巡回を行い、次に掲げる事項を確認し異常があれば速やかに臨機の措置を講ずるとともに、病院に報告しなければならない。

- (1) 消火器具その他防火・消防設備の異常
- (2) 電気、水道、ガスなどライフライン設備等の異常
- (3) 施設内の火気の後始末
- (4) 病院施設内、敷地内、それに付随する物件及び車輛等の破損等の有無
- (5) 不審者等の違法行為及び挙動不審行為ならびに医療行為への迷惑行為があった場合は、病院へ連絡し、その退去を図るとともに状況に応じて警察に通報すること。
- (6) 病院内における連絡は、設備・調達課の課長もしくは担当者に行う。ただし、一般外来診療の時間外においては、統括責任者あてに行う。

8. 警備業務の引継及び警備報告書の作成

勤務中における事項を所定の警備日誌に記載の上、設備・調達課長に提出してその認印を受けなければならない。また、勤務中において事件・事故等が発生した場合は、警備報告書を作成し、設備・調達課長に提出しなければならない。

9. 業務計画書の提出

受託者は、警備実施にあたり、あらかじめ業務実施体制等を定めた警備業務計画書を作成して病院に

提出しなければならない。

10. その他

警備業務について、本仕様書に疑義がある場合は、病院の指示を受け対処するものとする。

警備業務において、本仕様書以外の業務が必要となった場合は、病院、乙双方が協議のうえ決定するものとする

○運 転 手 業 務

1. 勤務時間及び人員の配置

- (1) 勤務時間：月曜日から金曜日 午前 8：30～午後 5：00(7.5 時間)を基本とする。
- (2) 休憩時間：12：00～13：00 を基本とする。
- (3) 土曜日、日曜日及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第 7 条第 2 項の休日は、原則として業務を行わない。ただし、上記時間以外及び業務を行わない日でも、救急患者等の輸送等の緊急時等、必要な場合には業務に従事するものとする。(時間外業務を行った場合、業務に支障がない範囲で勤務時間帯に振り替えることができるものとする。)
- (4) 配置及び内容については双方協議の上変更できることとする。
- (5) 業務に必要な場合を除き、居室等に立ち入ってはならない。勤務時間外においても同様とする。

2. 業務内容

- (1) 救急患者、病棟患者及び外来患者等の搬送
カーナビゲーション等を活用し、搬送業務を実施すること
- (2) 搬送業務を実施する場合は、運転手と医師または看護師で搬送を実施すること
- (3) 県庁等への郵便物の配送 (週 3 回程度)
- (4) 津堅診療所への荷物搬送 (平敷屋港での受け取り、週 1 回程度)
- (5) 職員等の送迎や病院関連物品の配送等
- (6) 車輛の維持管理、整備及び清掃等に関する事
- (7) 自動車等運行管理簿、運転前点検等、関連書類の作成及び病院への提出
- (8) 集団災害マニュアルなど、緊急時においては院内各委員会が作成したマニュアルに基づいた対応
- (9) その他、病院 (警備責任者) が指示する業務 (運転業務以外の業務も含む。)

3. 制服の支給

受託者は、運転業務に携わる受託者の従業員に、清潔で統一されたユニフォームを契約締結後速やかに支給しなければならない。

いわゆる「かりゆしウェア」や白い Y シャツなど病院事務職員が勤務中に着用しているものに準じた服装にて勤務をして差し支えない。

4. 条件

- (1) 年齢は 65 歳まで (病院長が許可する場合を除く) とする。
- (2) 運転手研修を 5 日以上履修した者であること。
- (3) 救急患者の輸送のため、常時 1 人以上待機する必要がある。
- (4) 健康診断等で、医師から業務に支障がないと判断された者であること。
- (5) 毎月、業務報告書及び名簿を作成し、提出すること。
- (6) 警備員の身元、風紀及び業務管理の維持に関し一切の責任を負い、病院長が適当でないと認めた者を業務に従事させてはならない。

5. 緊急時の連絡

搬送時の事故や時間外搬送など緊急時においては、設備・調達課長に連絡を行うものとする。ただし、一般外来診療の時間外においては統括責任者あてに行う。指示を受け対応を行うこと。

6. 車両に対する保険

車両に対する保険は病院の責任で加入している。ただし、乙の責任による損害の場合、損害額のうち保険で補償されないものについては、乙はその損害額を支払わなければならない。

(免責金額及び保証上限額を超過した金額、又は保険適用外の行為があったとき。)

7. 管理車輛

車体の形状	用途	乗車定員	燃料の種類
救急車 1	特殊	8人	ガソリン
救急車 2	特殊	8人	軽油 (ディーゼル車)
救急車 3	特殊	8人	ガソリン
ステーションワゴン	乗用車	7人	ガソリン

8. その他

運転業務について、本仕様書に疑義がある場合は、病院の指示を受け対処するものとする。

以上